

資料1 計画策定の趣旨と計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、平成11年（1999年）に男女平等の実現に向けた取組をより進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

同法では、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

その後も、国は男女平等の実現に向けて法整備を行い、平成13年（2001年）には配偶者からの暴力の防止と被害者の保護と自立支援等について定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）を、平成28年（2016年）4月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」をそれぞれ施行しました。

また、令和2年（2020年）12月には、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。直近の動きとしては、令和8年度（2026年度）開始予定の「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けて取り組んでいます。

屋久島町では、平成26年（2014年）3月に「屋久島町男女共同参画基本計画」（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））を策定し、屋久島町の男女共同参画の推進に取り組んできました。

この間も、国は、女性の活躍推進や暴力の防止、男女共同参画に向けて、様々な法の施行や改正等に取り組んできました。

この度、「屋久島町男女共同参画基本計画」の計画期間が令和6年度（2024年度）で終了したことから、これらの社会情勢の変化や法制度の拡充等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の一層の推進を図ることを目的として「第2次屋久島町男女共同参画基本計画」を策定します。

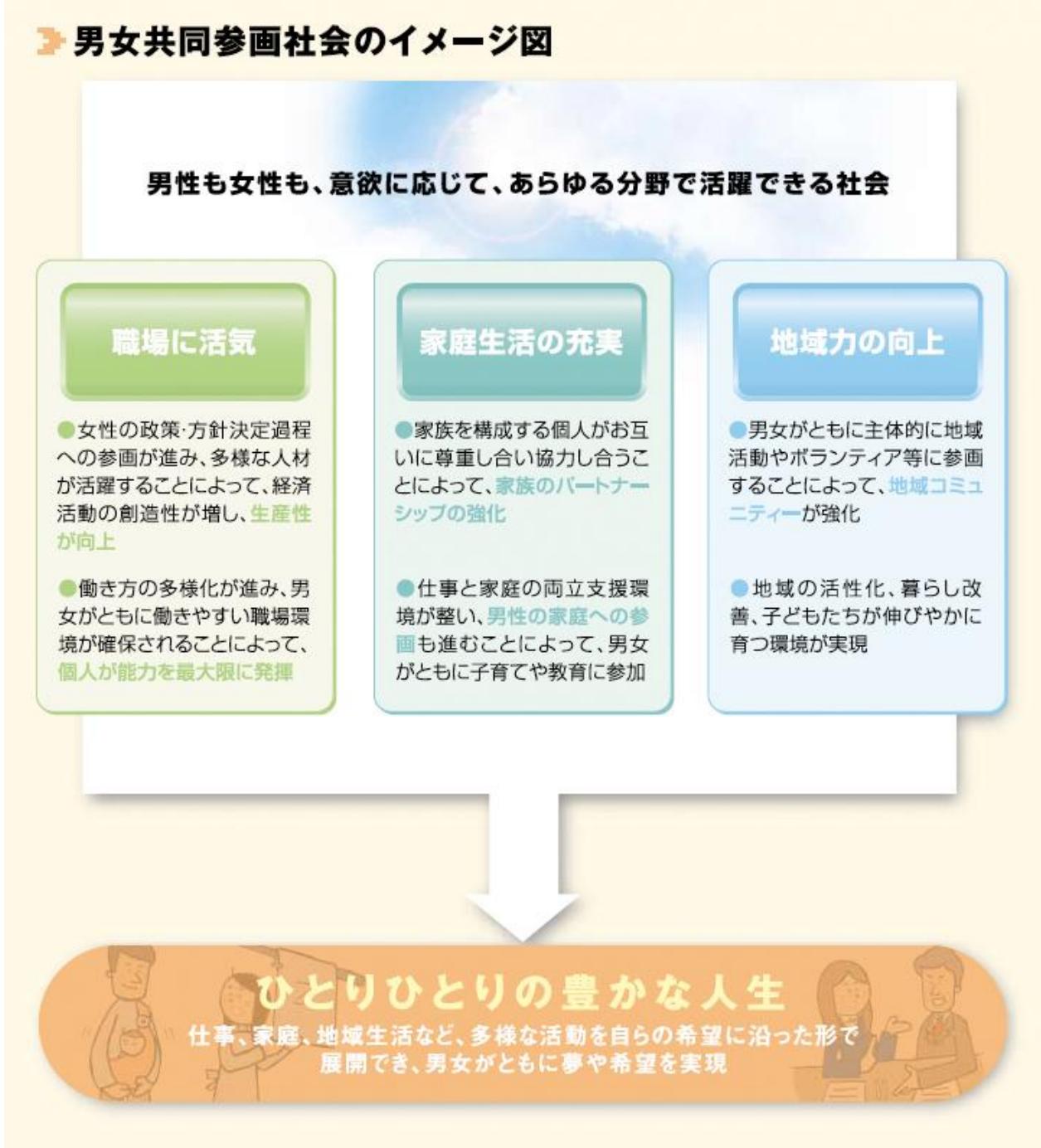
(2) 男女共同参画とは

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけではなく、活動の中心として意思決定に参加するなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。

そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

【参考】内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会とは」

男女共同参画社会のイメージ図



男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようになります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

出典：内閣府男女共同参画局WEBサイト

2 男女共同参画社会の形成をめぐる動向

(1) 世界の動向

①世界の主な動向

昭和 50 年（1975 年）、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と定めました。同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」と宣言し、各種施策が推進されました。

平成 7 年（1995 年）9 月には、北京にてアジアで初めての開催となる、第 4 回世界女性会議が開催され、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに、女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。その後、「北京宣言及び行動綱領」は、5 年ごとに取組状況について世界全体でフォローアップ（状況の確認・追跡）が行われています。

平成 27 年（2015 年）に、は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連で採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴールのうち、ゴール 5 として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げされました。

令和 7 年（2025 年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 30 年にあたることから、「北京+30」として、第 69 回国連女性の地位委員会が開催され、30 年間の進展と課題が議論されました。

委員会では、どの国も未だジェンダー平等と女性と女子のエンパワーメントを完全に達成していないこと、行動綱領の進展が遅いことなどを指摘し、北京宣言及び行動綱領及びこれまでの国連女性の地位委員会による宣言等を再確認するとともに、これらを完全・効果的かつ加速的に実施することについて改めて合意しています。

【SDGs の 17 のゴール 「5 ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」】

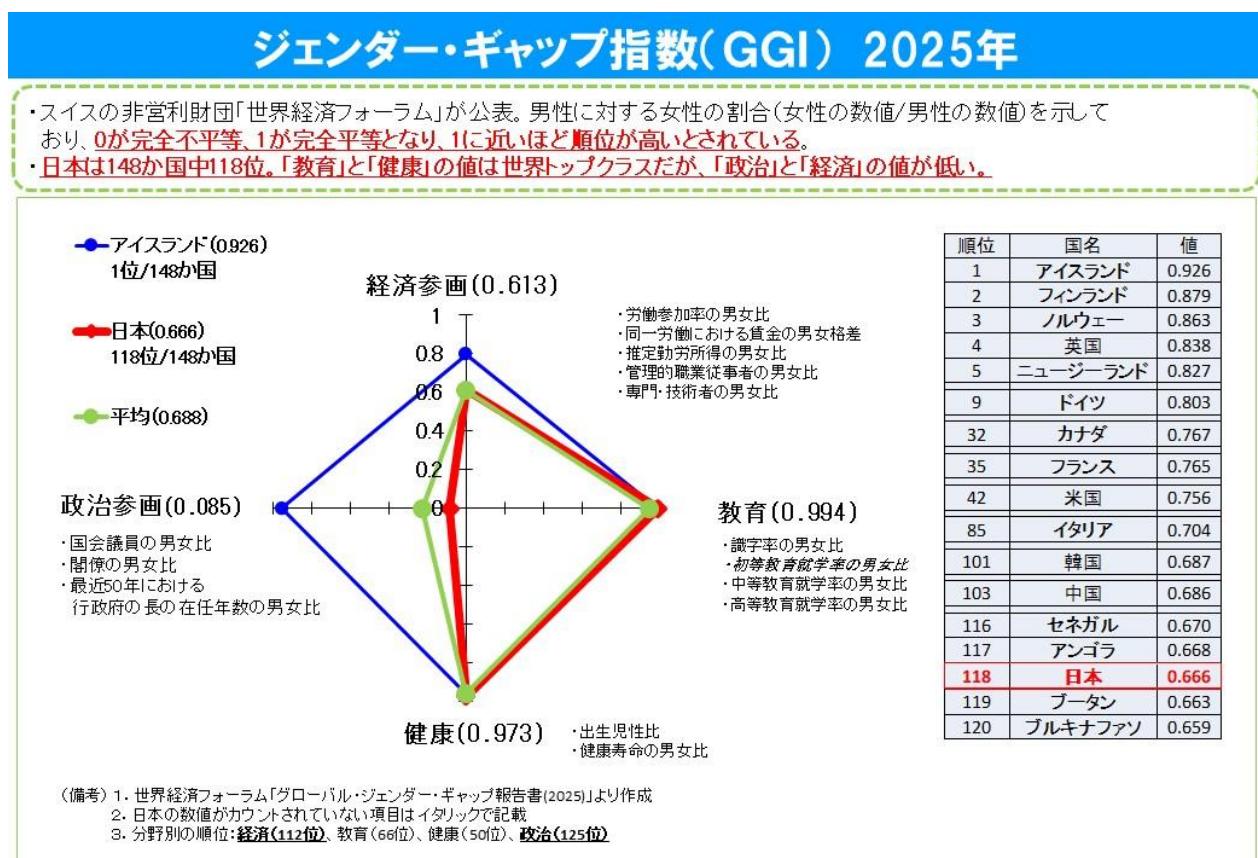


②ジェンダー・ギャップ指数

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」は、例年、各国の統計をもとに男女格差を測る「Global Gender Gap Report（グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート）」を公表しています。

令和7年（2025年）6月12日に、最新のデータである2025年版が公表されました。この指標は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。日本の総合スコアは0.666（前年0.663）とやや上昇し過去最高となったものの、順位は前年と同じ118位となっており、G7の中では最下位となっています。

分野別でみると、女性管理職比率や女性議員・閣僚の比率が低いことが影響し、経済参画が0.613（112位）、政治参画が0.085（125位）となっています。



出典：内閣府男女共同参画室WEBサイト

(2) 国の動向

現行の屋久島町男女共同参画基本計画策定後の国の動向として、おおまかに法律の施行・改正による女性の活躍推進と権利擁護推進、働き方改革の推進による男女がともに働きやすい社会の構築に取り組んでいます。

- | | |
|-------|--|
| 平成28年 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)の全面施行 |
| 平成30年 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行 |
| 令和元年 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」別称「DV防止法」)の改正 |
| 令和元年 | 「女性活躍推進法」などの改正 |
| 令和3年 | 「育児・介護休業法」改正 |
| 令和6年 | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行 |

①令和7年版「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」

国は、毎年6月をめどに、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」を政府決定しています。

最新の令和7年（2025年）版では、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」を方針の一つに掲げています。

この方針では、女性の地方から都市部への移動が見られることを踏まえ、地方での男女共同参画の推進と性別に関する偏見等を解消し女性が住みやすい地方を構築することが重要であるとして、全国各地での女性の起業支援、魅力的な職場や学びの場づくりなどに取り組むとしています。

女性版骨太の方針2025（女性活躍・男女共同参画の重点方針2025）説明資料	
<small>（令和7年6月10日 すべての女性が輝く社会づくり本部・ 男女共同参画推進本部決定）</small>	
<small>いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。</small>	
I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり	
<small>女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。 ⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。</small>	
II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり	
<small>各地の女性が、いかなるライフステージにあって仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。 ⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。</small>	
III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大	
<small>女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらし持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。 ⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。</small>	
IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現	
<small>どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されること、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。 ⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。</small>	
V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化	
<small>一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。 ⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。</small>	

②第6次男女共同参画基本計画の策定

現在、政府は、男女共同参画社会の形成促進に向けた国の施策をまとめた「第6次男女共同参画基本計画」の策定に取り組んでいます。(令和7年12月に閣議決定予定)

直近の動きとして、7月に公開された骨子案では、国際社会と比較して政治・経済分野等の男女共同参画の進捗が遅れていることや、若者・女性の地方からの流出などを課題として挙げており、取り組むべき事項を12分野の政策領域に分類し、それぞれ方向性と具体的な取組を記載しています。

資料7

第6次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト（議論のためのたたき台）

I 目指すべき社会	II 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会	III 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会	IV あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
社会情勢・現状 <p>第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて留意すべき社会情勢や現状は以下のとおり。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 社会構造の動向・変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人口減少、世帯構成の変化等 <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少、人手不足、超高齢化 ・世帯の単独化、共働き割合の増加 ・在留・訪日外国人の増加 ② 就業・生活の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業率の上昇 ・生涯を通じた健康支援の必要性への認識 ・家事・育児・介護負担の女性への偏り ・ワーキングカリアーの増加 ・働き方の多様化（起業、フリーランス等） ③ ビジネス・地域経営の動向・変化 <ul style="list-style-type: none"> ・人的資本経営・健康経営・従業員のエンゲージメント向上に向けた取組への関心 ・ビジネスにおける人権尊重意識 ・地域からの若年女性の転出超過、女性・若者に選ばれる地方に向けた取組の必要性 </div> <div style="width: 45%;"> <p>2 意識・価値観の動向・変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識 ・希望するライフコース ・暴力・ハラスメントに関する意識 <p>3 技術の急速な進展・進化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI活用の拡がり（業務改善・効率化等） ・ジェンダー・イノベーション（性差医療など、性差を考慮した研究開発の進展） <p>4 安全・安心に影響を与える様々な要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済状況と生活の見通し ・テクノロジーによる負の影響 ・頻発する大規模災害、気候変動が与える影響 <p>5 國際的な潮流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・グリーン経済（STEM教育、起業家育成） ・ケアエコノミー（無償・有償ケア労働の軽減・再分配等） ・WPS（女性、平和、安全保障） ・男性の在り方にに関する政策（家事・育児・介護への参画促進等） ・その他諸外国・国際的な動向（国際的な指標・目標） </div> </div>			

分野

- 1 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 4 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 7 防災・復興における男女共同参画の推進
- 8 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 10 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(3) 県の動向

鹿児島県は現在、「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、男女共同参画を推進しています。

計画では、男女共同参画・ジェンダー平等の理解促進や、男女共同参画の視点に立った地域づくりなどをポイントとして挙げ、教育・学習の推進などに取り組んでいます。

また、令和5年度（2023年度）には、女性支援新法に基づく新たな計画として「鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」（令和6年度～令和10年度）を策定しました。

第4次鹿児島県男女共同参画基本計画

目指す姿

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会

○誰もが安心して暮らすことができる地域社会

重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- 2 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

戦略的取組

- ①あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組
 ②男女共同参画の視点に立った地域づくりに向けた取組
 ③子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための教育現場における取組

鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画

課題

○支援対象者として発見されていない女性の早期把握

○支援施策等の認知度の向上

○相談窓口の充実

○相談者のニーズに合わせた支援体制の充実

○一時保護及び施設入所の適切な実施

支援内容

- 1 アウトリーチ等による早期把握
 - 2 居場所の提供
 - 3 相談支援
 - 4 一時保護
 - 5 被害回復支援
- など9項目

支援体制

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の役割と連携の体制
- 県、市町村、警察、児童相談所、男女共同参画センターなどの関係機関の連携の体制 など

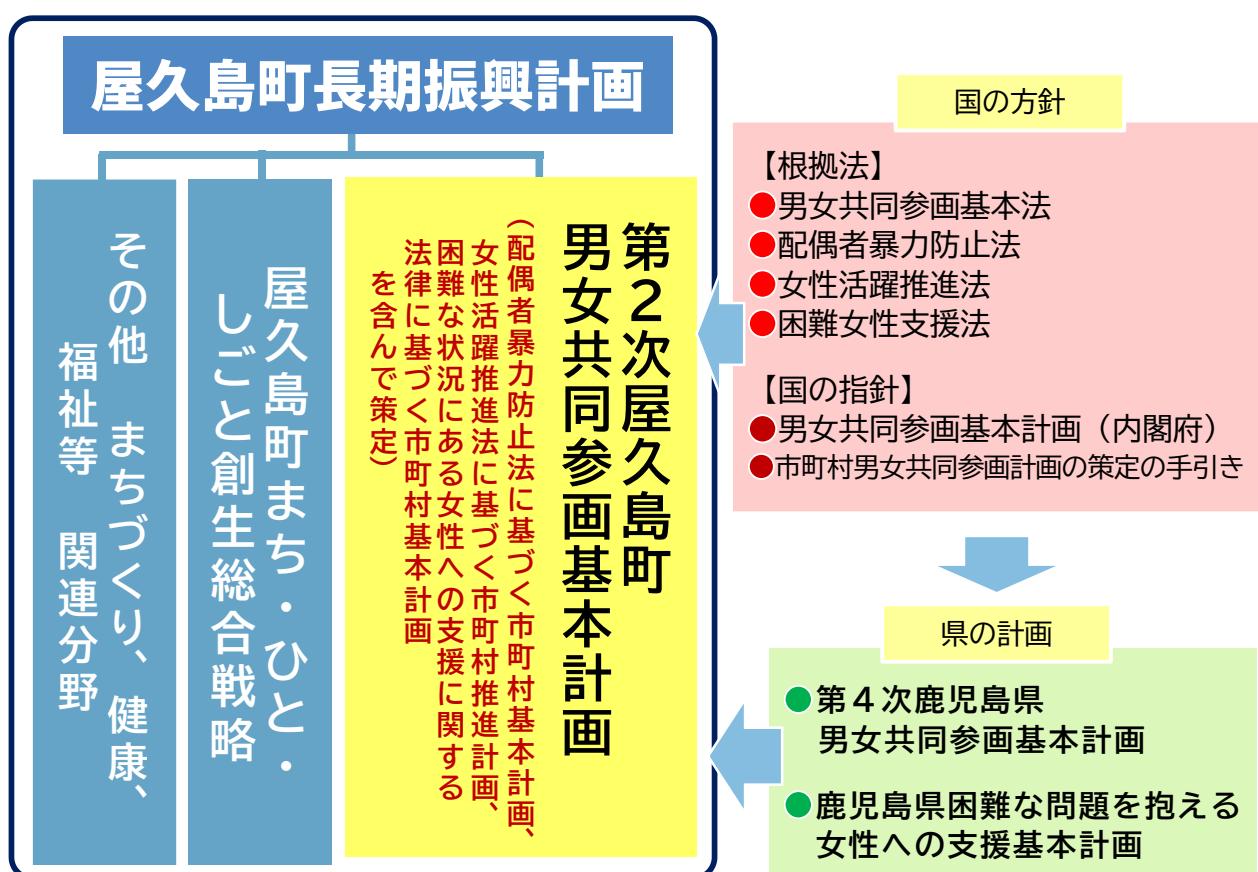
3 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

第2次屋久島町男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定します。

また、現行計画に引き続き「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を一体的に策定するとともに、新たに女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び困難な問題を抱える女性への支援法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定します。

町内においては、本町の最上位計画である「屋久島町第二次長期振興計画」の方針に基づくとともに、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第三期）」等の関連計画とも整合性を保ち策定を行います。



■第2次屋久島町男女共同参画基本計画の根拠法

【男女共同参画社会基本法】

第十四条 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2) 包含して策定する諸計画の概要

国は、「市町村男女共同参画計画」以外にも男女問題や女性の活躍支援に関する法律等で、市町村等に対して計画の策定を求めています。

これらの計画は「市町村男女共同参画計画」に包含して策定しても良いとされていることから、屋久島町では前述のとおり、第2次屋久島町男女共同参画基本計画に包含して策定することとします。包含して策定する各計画の概要と根拠法は以下のとおりです。

■それぞれの計画の性質

	計画名及び根拠法、策定指針	性質・主な内容
一 体 的 に 策 定 す る 計 画	配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ◇配偶者からの暴力の防止と被害者の保護について、法・制度、国の示す基本方針に基づき定める ◇暴力の防止、通報や相談への対応、保護、自立支援等について被害者に身近な行政主体として取り組む
	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ◇働く場面での女性の活躍を推進するために、地域の特性を踏まえた施策をまとめた計画 ◇仕事と育児の両立や女性が活躍しやすい職場づくり等、企業や女性にアプローチすることが求められる
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ◇女性であることによって暴力や搾取の被害にあいやすことや女性特有の健康問題、経済的困窮などのリスクがあることから、それらの困難な状況にある女性を対象とし、支援の内容や支援体制を定める

【配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）】

第二条の三 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）】

第六条 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律】

第八条 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 計画の期間

第2次屋久島町男女共同参画基本計画は、その計画期間を令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。

また、計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。



5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、町民参画により地域の課題と実情を反映することが重要であるため、住民向けのアンケート調査を実施し住民の男女共同参画に関する意見を把握するとともに、男女共同参画推進懇話会を開催し、計画の検討、審議を行います。

(1) アンケート調査の実施について

「第2次屋久島町男女共同参画基本計画」の策定にあたり、地域の男女共同参画をめぐる実態を把握し計画策定の基礎資料として活用することを目的として、屋久島町の住民及び中学生・高校生を対象に男女共同参画に関する考え方等をうかがうアンケート調査を実施しました。

①住民アンケート調査

調査種別	調査対象者	調査手法	回答件数
住民調査	屋久島町住民基本台帳から 18歳以上の町民 3,000人を 無作為に抽出	郵送での配付・回収 及び WEBページでの調査	全体 28.8% (865 件 /3,000 件)

②中学生・高校生アンケート調査

調査種別	調査対象者	調査手法	回答件数
中学生・高校生 調査	屋久島町内の中学校、高等学校に 在籍する全生徒 合計 485名 内訳：中学生 310名 高校生 175名	学校を通じた回答依頼 WEBページでの調査	全体 73.2% (355件/485件) 中学生 87.1% 高校生 48.6%

【参考1】世界の過去の動向

(ア) 国際婦人年

昭和50年（1975年）、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と定めました。同年、メキシコシティーで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までを「国連婦人の10年」と宣言し、各種施策が推進されました。

(イ) 女子差別撤廃条約

昭和54年（1979年）、国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（略称：女子差別撤廃条約）が採択され、女性差別をなくすために必要な措置が定められました。

(ウ) 第4回世界女性会議での「北京宣言」及び「行動綱領」の採択

平成7年（1995年）9月に北京にてアジアで初めての開催となる、第4回世界女性会議が開催され、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」は、女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書であり、女性のエンパワーメントに関するアジェンダとして12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女児など）が設定され、政府などが取るべき戦略目標と行動が示されています。

(エ) 第59回国連婦人の地位委員会

平成27年（2015年）に、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」がニューヨークの国連本部で開催されました。

その中で、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることを表明するとともに、取組状況のフォローアップを行っていくこと等が示されました。

(オ) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27年（2015年）に、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたわれるとともに、アジェンダで設定された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

【参考2】国の過去の動向

(ア) 女子差別撤廃条約の批准

昭和56年（1981年）、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題とした「国内行動計画後期重点目標」が決定され、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制面の整備が進められ、昭和60（1985年）、日本は批准国となりました。

(イ) 男女共同参画2000年プランの策定

平成8年（1996年）、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて国が取り組むべき施策が示されました。

(ウ) 男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画基本計画の策定

平成11年（1999年）、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が平成12年（2000年）12月に策定されました。

(エ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

平成13年（2001年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」）が施行され、都道府県の婦人相談所等において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことや、裁判所が保護命令を発することなどが規定されました。

(オ) 改正男女雇用機会均等法の施行

平成19年（2007年）、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別の禁止範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

(カ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章等の策定

平成19年（2007年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むための指針が示されました。

(キ) 改正育児・介護休業法の施行

平成21年（2009年）、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、「育児・介護休業法」が改正されました。従業員数100人以下の中小企業については一部の規定の適用が猶予されていましたが、平成24年（2012年）7月1日より全面施行となりました。

(ク) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

平成25（2013年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

(ケ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布

平成27年（2015年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）が公布され、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成28年（2016年）4月に全面施行されることになりました。

(コ) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成30年（2018年）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどの基本原則などが定められました。

(サ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

令和元年（2019年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

(シ) 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法の改正

令和元年（2019年）、「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、「事業主行動計画」の策定・公表の義務の拡大や、事業主のハラスメント防止対策の強化などが定められました。

(ス) 第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2年(2022年)、男女共同参画会議からの答申を受け「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、強調した視点として、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」などが盛り込まれました。

第5次男女共同参画基本計画 (説明資料) ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

〔令和2年12月25日
閣議決定〕

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

<p>(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 (3) 人生100年時代の到来 (女性の51.1%が90歳まで生存) (4) 法律・制度の整備 (働き方改革等)</p>	<p>(5) デジタル化社会への対応 (Society 5.0) (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動 (7) 頻発する大規模災害 (女性の視点からの防災) (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流</p>
--	---

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)
センター・ギャップ指数 2020 153か国中 121位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クエート	0.650

衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クオータ制の状況
フランス	39.5	・法的候補者クオータ制 ・政党による自発的なクオータ制
イギリス	33.9	・政党による自発的なクオータ制
ドイツ	31.2	・政党による自発的なクオータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・法的候補者クオータ制
日本	9.9	-

管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)

国	割合(%)
アメリカ	40.7
スウェーデン	40.2
イギリス	36.8
フランス	34.6
ドイツ	29.4
日本	14.8

(出典)列国議会同盟(2020年10月時点)
下院又は一院制議会における女性議員割合。

(出典)日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO「ILOSTAT」(2020年11月時点)。い*の国も2019年の値。

- ・「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する（2003年に目標設定）
- ・この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。
- ・国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。
＜新しい目標＞

◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。

◆ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

・進歩が遅れている要因

政治分野 (有権者の約52%は女性)

- ・立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・人材育成の機会の不足
- ・候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・管理職・役員へのパイプラインの構築が途上社会全体
- ・固定的な性別役割分担意識

出典：第5次男女共同参画基本計画説明資料（内閣府男女共同参画室）

16

(セ) 育児・介護休業法の改正

令和3年（2021年）、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための枠組の創設や育児休業の分割取得などが定められ、令和4年（2022年）4月から段階的に施行されました。

(ソ) L G B T 理解増進法の施行

令和5年（2023年）、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の役割などが定めされました。

(タ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

令和6年（2024年）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」）が施行され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務などが定めされました。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号：議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勘詫等
第6条 周放等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 捕導処分
(主な規定)
第17条 捕導処分
第18条 捕導処分の期間
第22条 収容

存続

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

出典：内閣府男女共同参画室